

年金だより

祝成人おめでとう！
新成人の皆さん、20歳になったら
国民年金に加入しましょう

窓口
サービス課
国民年金係
☎973-5498

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病气やけがで重い障害が残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、とても有利で安心な制度です。

Q 加入しなくちゃダメなの？

A 日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方(外国人含む)に、国民年金への加入が法律で義務づけられています(国民皆年金)。

Q どうやって加入するの？

A 学生や自営業者などの方で、20歳になって第1号被保険者となる方(学生、自営業者等。フリーターや無職の方も含む)は、うるま市役所窓口サービス課国民年金係で手続きをしてください。

サフリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先

事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

Q 保険料が払えないのだけど…

A 国民年金の第1号被保険者の平成29年度の保険料額は、月額16,490円です。

学生やフリーターで、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等により保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請によって「保険料免除制度」や「納付猶予制度」を利用することもできます。

なお、所得が一定額以下の場合に該当します。



Q 未納になっているとどうなるの？

A 国民年金保険料が未納となっていると、次の事が考えられます。

・事故などで障害を負った際、障害基礎年金が受け取れない。

・方が死亡した際、遺族が遺族基礎年金を受け取れない。

(※遺族基礎年金上の遺族とは、18歳未満の子のある配偶者、18歳未満の子をさします。ただし子が、障害年金の障害等級1級・2級の場合は、20歳未満の子まで対象。)

・老後の年金(老齢基礎年金)が受け取れない、または年金額が低くなってしまふ。

このように思わぬ事態を招きます。納付、もしくは免除等の手続きを忘れずに行いましょう。

Q 保険料を安くできないの？

A 通常の口座振替の振替日は翌月末ですが、申出により当月末振替にすると、1カ月あたり50円割引されてお得です。

また、その年度の半年分・1年度分、または2年度分の保険料をまとめて前払い(前納)すると、割引額が多く大変お得です。

平成29年4月より、口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額の大きな2年前納をご利用いただけるようになりました。

Q 将来、年金が本当にもらえるの？

A 物価の変動等にあわせて、年金額が改定されるため、年金に加入(20歳)してから老

齢基礎年金を受給するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されます。国民年金の老齢基礎年金は2分の1が国庫負担(税金)で賄われています。

年金手帳は大切に！

年金手帳は将来就職や退職、または年金の請求手続きをするときなどに提出を求められます。

20歳になったら、第1号被保険者は日本年金機構から年金手帳が送付されます。年金手帳をしっかり管理して、自分の年金加入記録を残しておきましょう。自分の年金記録を管理するのはあなたです！



※平成29年8月より、老齢年金受給資格期間が25年から10年に短縮されました。該当の方には日本年金機構より年金請求書(黄色の封筒)が送付されています。請求がまだの方はお早め！

※平成29年12月号に掲載しました「特別障害給付金」の文中、金額の表示が「年額」となっていますが、「月額」の誤りです。お詫びして訂正いたします。